

|||||
論 文
|||||

高橋亀三郎家旧蔵史料から読む明治大正期の吉祥寺

高橋 珠州彦*

要 旨

2021年9月、高橋亀三郎家文書が「再発見」された。高橋亀三郎は明治大正期に村会議員や村長として武蔵野村の村政に関わってきた。本史料群には甲武鉄道吉祥寺駅開設や成蹊学園の吉祥寺進出に関わる史料や村政に関わる史料が多数含まれるほか、高橋亀三郎家の生活に関わる史料も含まれている。本稿ではこれらの史料一覧を示すとともに、史料群からこの時期の吉祥寺地域の状況を考察することを目的とする。本史料群の分析から、吉祥寺駅開設にむけた敷地確保の段階では、地域の有志が駅や道路用地だけでなく商店街用地も地主と貸借契約を結んでいたことや、これらの交渉から駅施設の建設、開場式に至るまで地域住民の手によって遂行されていたことが明らかとなった。また成蹊学園の吉祥寺校地は、社会事業活動を行う実業家阿波松之助によって買収が行われながらも、学園進出以前は地域住民によって利用が継続されていたことが明らかとなった。

キーワード：吉祥寺駅、成蹊学園、阿波松之助、豊里合資会社、地域住民

I はじめに

1. 高橋亀三郎と吉祥寺

本稿は東京都武蔵野市吉祥寺北町の旧高橋亀三郎家にて2021年9月に「再発見」された高橋亀三郎家旧蔵史料について、その一覧を示したうえで明治大正期における地域社会の動向を概観することを目的とする。

高橋亀三郎(図1)は、1889(明治22)年に武蔵野村学務委員に着任以降、1895(明治28)年から1901(明治34)年まで村会議員、1897(明治30)年からは第4代と第8代収入役、1902(明治35)年から1913(大正2)年まで助役、1913

年から1917(大正6)年までは第5代村長として武蔵野村の行政を担った人物である(武蔵野市編、1994、pp.3-8)。また村政のみならず、武蔵野村教育会を創設し会長の任についたほか、農会長の任を担うなど教育界や経済界でも地域の中心的な役割を果たした(渡部隆治編、1930、pp.229-230)。また同氏は、「明治三十三年、吉祥寺駅設置運動の急先鋒となり、東奔西走して遂に之を實現し、今日の如く、発展来し町制をひかるに至つたるは実に氏の功勞にまつべき甚大なるものがある(渡部隆治編、1930、p.230)」とあるように現代の武蔵野市、とりわけ吉祥寺地域の礎を築くことに貢献した一人として称えられている。1872(明治5)年の吉祥寺村には、高橋姓を名乗る家族数4件確認でき(武蔵野市史編纂委員会編、

* 明星大学教育学部



図1 高橋亀三郎の肖像

出典：渡部隆治編（1930）。

1970, pp. 224 - 226), 高橋亀三郎につながる系譜は、この4件のうち高橋八郎家であったという(渡部隆治編, 1930, pp. 296 - 297)。

高橋亀三郎は高橋八郎家から分家した初代であり、その後S氏、H氏へと引き継がれ、本稿で扱う史料群の現所有者N氏は、亀三郎から数えて4代目の曾孫にあたる¹⁾。

2. 本史料群「再発見」の経緯

本史料群が「再発見」された経緯は、以下の通りである。本史料群と筆者との関わりは、筆者が2000年から2001年にかけて近代の吉祥寺を事例に、急激な市街化と根生いの地域住民の生業活動について調査研究をおこなっていたことに始まる。この時の成果は、2001年に修士論文(高橋, 2001)としてまとめ、その一部は2012年に公刊した(高橋, 2012)。このなかで、吉祥寺駅の開設と根生いの人々との関わりについて、当初甲武鉄道と五日市街道が交差する付近に駅開設を予定していたところ、予定地付近の住民から強い反発を受け、駅開設用地の確保が難航していたこ

とに言及し、以下のような指摘を行った(高橋, 2012, p. 6)。

こうした経緯の末、促進運動を行っていた有志者は自分が檀那寺としている月窓寺・蓮乗寺・光専寺の所有地を駅開設の候補地として借り受けられるよう月窓寺と交渉した。この交渉の詳細は不明であるが、有志者らは土地を10アール当たり3円で15年間借地する契約を寺と結んだといわれている。

この調査の段階では、この駅開設をめぐる交渉内容を裏付ける史料は、わずかに新聞記事²⁾にその存在が指摘されているのみで、現物の所在は不明となっていた。

吉祥寺駅開設の経緯を示す史料が発見されたことを報じる新聞記事では、「地元民が作った吉祥寺駅 旧家の文献資料からわかる 70年前、資金出し合い 用地確保や街づくりに」(毎日新聞)、「明治二十年代の文献 吉祥寺の高橋さん宅 二百点が見つかる」(朝日新聞)、「家計簿や土地売却書類 武蔵野市へ旧家から三代の資料」(読売新聞)、「“再開発”にご先祖様の夢 会社つくて駅誘致 吉祥寺旧家から『明治の計画書』」(東京新聞)といった見出しが付けられ、写真付きで掲載された。これらの新聞記事は、高橋亀三郎の孫にあたるH氏から連絡をうけた当時の成蹊大学教授関島久雄氏と武蔵野市立図書館郷土資料室長照井隆太郎氏が、5月28日に同家を訪問し、これらの史料群を確認したと記している。記事中では、両氏がこれらの史料群から50点を借用したうえで調査し、後に刊行予定となっていた『武蔵野市史資料編』に活用すると記載されている。しかしながら、その後刊行された『武蔵野市史資料編』の編纂にこれらの史料群が十分に反映された形跡はなく、高橋(2012)においても、「この記

事で紹介されている史料は、現在のところ所在不明となっており確証は得られない」と記載するにとどまっていた。武蔵野市史の編纂と刊行は、1965（昭和40）年に『武蔵野市史資料編』が刊行されたのを皮切りに、2012（平成24）年に『武蔵野市史続資料編十一 境・秋本家文書二』が刊行されるまで継続した³⁾。なお通史編にあたる『武蔵野市史』の本編は、1970（昭和45）年刊行された。

本稿で扱う高橋亀三郎家文書は、先述の新聞記事によるとこれらの市史編纂事業に活用する方向が示されていながら、実際には資料編に掲載されることはなかったことになる。『武蔵野市史資料編』の序文には、「なお武蔵野市は、近世においては、吉祥寺・西窪・関前・境の四か村に分かれていたが、当時名主などの村役人を勤めていた河田・井野・井口・平野の四家に多くの古文書・記録を所蔵されているので、文献資料はそのほとんどを、右の四家襲蔵のものによることとなった」と記されている（武蔵野市史編纂委員会編、1970, pp. 3-4）ことから、これら4家の史料を優先的に収集分析したことがわかる。高橋亀三郎家文書の発見時期は、ちょうど武蔵野市史の編纂事業が行われている時期に重なっていたことになるが、後に2010年代にかけて『続資料編』の続刊が続いていながら、直接高橋亀三郎家文書に光が当てられることはなく、先述のように「所在不明」となってしまったことになる。

以上のような経過をたどった高橋亀三郎家文書が、長らく所在不明となっていた時期を経て、この度「再発見」に至った経緯は、高橋亀三郎の曾孫にあたるN氏が拙著（高橋、2012）を目にし、2021（令和3）年9月にご連絡を下さったことがきっかけである。拙著を目にされたN氏は、論文中で「所在不明」とされている史料群に相当すると思われるものが自宅にあると、筆者宛にお知ら

せを下さった。

N氏によると、本史料群は高橋亀三郎の長男でN氏の祖父にあたるS氏が1968（昭和42）年に亡くなった後、1969（昭和43）年に旧居を解体したことを機に発見されたものではないかとのことである。その後、先述の通り新聞各紙で報じられたように武蔵野市に連絡をしたことで本史料群は「発見」に至った。発見された200点に及ぶ史料群のうち武蔵野市が預かっていた50点の史料群は、N氏の父H氏が、当時勤務していた武蔵野市役所を昭和50年代に退職した際に返却されたとのことである。さらに1995（平成7）年の蔵解体、自宅改築といったことを機に徐々に古い記録類が失われ、現在N氏が所蔵する史料類は今回「再発見」された本史料群のみとのことである。以上のような経緯で、一度は「発見」されながらもその後長らく陽の目を浴びることがなかった本史料群を、本稿では2021年に「再発見」されたものとして、その内容を改めて検証するものである。

「再発見」後の経過は以下のとおりである。2021（令和3）年9月にN氏からご連絡を賜った筆者は、同月中にN氏宅を訪問し、史料群に関わるお話を伺うとともに、史料群の一覧作成と内容の検討をお約束して史料群を一時拝借することとなった。拝借した史料群の保存状態は概ね良好ではあったが、劣化が進んでいるものも含まれていたため、デジタルスキニングにより一括してデジタルデータ化し、内容の検討を試みることにした。史料群はデジタルスキニングが終了した2022年1月に、史料の一覧表を作成して一旦N氏に返却し、その後デジタルデータを用いて継続して内容の判読などを進めてきた。史料群の返却後1年近くを要したが、本稿でその内容について以下の通り報告する。

II 史料群の概要

1. 史料群の現況

本史料群の現所蔵者は、前述の通り高橋亀三郎の曾孫にあたるN氏であるが、本稿では史料群の名称を「高橋亀三郎家文書」とする。その根拠は、本史料群が一度「発見」され、関島氏や照井氏によって調査された際に「高橋亀三郎家文書」として整理されたことによる。このことは、本史料群の多くが「武蔵野市立図書館」名の角2形封筒に封入されており、その表題に「市史資料 吉祥寺 高橋亀三郎家文書」と記されていることから明らかである。本史料群の内容を示した一覧は、表1としてまとめた。この表で示した通り、封筒の表書に「高橋亀三郎家文書」と書かれたものは、第1号から第25号まであり、複数の号が一つの封筒に入れられたものや、第6号や第8号、第16号、第20号、第21号、第22号のように存在が確認できないものもある。また、封筒に封入されていない史料や、後に別の封筒に移されたと思われる史料も存在している。表1で示した史料の順序は、筆者が借り受けた時点でN氏が保管されていた順序のままとし、封筒やクリアファイルごとに筆者が通しの「封筒番号」を振ったものである。本史料群は、この通し番号では22に整理され、それぞれに含まれる史料の総計は97点にのぼる。先述の新聞記事には「200点」⁴⁾の史料が含まれるとされていることから、そのうち約半数が今回の「再発見」に至ったものといえる。このことについてN氏は、「旧母屋の1969年の解体移築、1995年の蔵の解体、自宅再改築とともに古いものはことごとく失われ」と回想している⁵⁾。また、本史料群に含まれるものは、『甲武鉄道』の社印がある書面とか『開業式出納帳』という文言とかが珍しかった」ために、処分せずに残されてきたとのことである⁶⁾。

なお、本史料群の保存状態は、虫食いや大きく破れた箇所は少なく概ね良好であると判断できるが、封筒番号19と20は劣化が進行しており、閲覧には最新の注意を要する状態である。

2. 史料群の特徴および内容から見た分類

97点の史料を含む本史料群の全体的な特徴について概観すると、以下のような傾向が確認できる。まず作成年代の傾向をみると、明治中期から大正期にかけて作成された史料が大半であることがわかる。この史料群の作成年代の傾向から、本史料群は高橋亀三郎が主に武蔵野村の収入役や助役、村長を務めていた時期のもので構成されているといえる。なかでも1899（明治32）年頃の史料が多数存在することは、甲武鉄道吉祥寺駅の開設に関わる史料が多数であることを示している。また、封筒番号22の中には昭和戦後期のものが入り混じっている。これは高橋亀三郎とは直接かかわるものではないが、亀三郎の後継者が代々受け継いできた高橋家に関わる書類と考えられる。

つぎに、本史料群に含まれる史料の特徴をその内容から大まかに分類する。本史料群は①吉祥寺駅開設に関わるもの、②成蹊学園への土地提供に関わるものに大別でき、そのほか数は少ないが、③村政に関わるもの④家計など家族に関わるものに分けられる。甲武鉄道吉祥寺駅は1899（明治32）年に開設、成蹊学園の吉祥寺への移転開校は1924（大正13）年であることから、本史料群の年代的な偏りはこの内容的な特徴とも関わっている。表1の史料一覧を、①から④の内容に即して分類すると以下のとおりである。

まず①の吉祥寺駅開設に関わる史料は、封筒番号4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 15, 16, 18の全12が該当する。次に②の成蹊学園への土地提供に関わる史料は、封筒番号1, 2, 3, 20が該

封筒番号	封筒表書①	封筒表書②	封筒表書③	史料番号	史料表題	形状
12	市史資料 高橋亀三郎 家文書第23号	㊸ 停車場付 地代徴 収簿	明治32年・33年・35 年・36年・37年・38年・ 39年・40年…42年1 連乗寺5反 光専寺1 反 窓寺6反1と1	12-1	明治参拾五年度停車場附地代 徴収簿 吉祥寺	横帳
				12-2	明治参拾六年度停車場附地代 徴収簿 吉祥寺	横帳
				12-3	明治三十七年度停車場附地代 徴収簿 吉祥寺	横帳
				12-4	明治参拾八年度停車場附地代 徴収簿 吉祥寺	横帳
				12-5	明治参拾九年度停車場附地代 徴収簿 吉祥寺	横帳
				12-6	明治四十年停車場附地代徴 収簿 吉祥寺	横帳
				12-7	明治四十二年停車場附地代 徴収簿 吉祥寺	横帳
13	市史資料 高橋亀三郎 家文書第24号	㊸ 高橋繁右エ門（亀 三郎の父）家計簿 家内萬入用覚簿	明治20年亥2月1日 から翌年1月31日ま で 民俗編、 行事祭礼関係、 中きのいち	13-1	丁 明治廿年 家内萬入用 簿 亥 二月吉辰	横帳
14	市史資料 高橋亀三郎 家文書第25号	㊸ 高橋繁右エ門（亀 三郎の父）家計簿 家内萬入用覚帳	明治25年辰2月～翌 1月	14-1	壬 明治廿五年 家内萬入用 覚帳 辰 二月吉日	横帳
				14-2	明治廿五年 萬覚帳 八月吉 日	横手帳
				14-3	甲 明治廿七年 實来簿 午 二月吉日	横手帳
15	停車場関係書類			15-1	吉祥寺停車場関係書類	一枚物
				15-2	土地売渡代金受取證	一枚物
				15-3	停車場用地道路敷地所調書	縦帳
				15-4	東京府北多摩郡武蔵野村吉祥 寺 鉄道敷地□	縦帳
				15-5	土地分筆届	縦帳（罫線あり）
				15-6	土地売買ニ附随スル特別契約 書	縦帳
				15-7	請求書	縦帳（罫線あり）
16	停車場敷地登記関係書類			16-1	停車場敷地登記書類	一枚物
				16-2	一部土地売渡證書	縦帳
				16-3	土地売買證書	縦帳
				16-4	土地売買證書	縦帳
				16-5	土地所有権一部売買證書	縦帳
				16-6	土地所有権保存ニ付登記申請	縦帳
				16-7	委任状	縦帳（罫線あり）
				16-8	土地分筆届	縦帳（罫線あり）
				16-9	（停車場建設費内訳？）	縦帳（罫線あり）
				16-10	停車場用地取調書	縦帳
				16-11	土地交換證書	縦帳
				16-12	売買證書	縦帳
				16-13	「〆幻の吉祥寺駅、みつけた」	新聞記事
				16-14	請求書	一枚物（罫線あり）
17	第五支部長殿 亀三郎 古文書 大正八、九年 武蔵野村村長時代			17-1	（俸給表？）	一枚物（罫線あり）
				17-2	武統第三五號 大正十年二月 十二日 武蔵野村長高橋亀 三郎 高橋亀三郎殿	一枚物
				17-3	大正十年度武蔵野村学校費歳 出豫算	縦帳（印刷）
18	吉祥寺停車場	・地所貸附帳 M32 ・貸地料・・・帳 M33 ・株・・・・・・・・ M33		18-1	停車場 明治三十二年 地所 貸附帳 十一月吉日	横帳
				18-2	明治三十三年 停車場附貸 地料請取帳 第三月吉日	横帳
				18-3	明治三十三年十二月 停車場 株支配当帳 株主惣代人	横帳
19	※表書き無し（「東京都 武蔵野市」の封筒）		明治22年	19-1	巳 明治廿二年 普請萬入用 覚帳 丑 十二月吉日 但土 蔵？	横帳

高橋亀三郎家旧蔵史料から読む明治大正期の吉祥寺

封筒番号	封筒表書①	封筒表書②	封筒表書③	史料番号	史料表題	形状
20	※封筒なし(クリアファイル)		明治44年	20-1	明治四十四年起 豊里合資会社諸税現金受拂簿 納税管理人高橋亀三郎	縦帳(罫線あり)
21	※封筒なし(クリアファイル)		明治~大正	21-1	領収証	一枚物
				21-2	領収証	一枚物
				21-3	第二號議案	縦帳
				21-4	第一號議案	縦帳
				21-5	(借金証文の綴り?)	縦帳
				21-6	祝辞	折本
				21-7	大正七年度北多摩郡武蔵野村歳出追加豫算	縦帳(罫線あり)印刷
				21-8	大正九年度北多摩郡武蔵野村歳出入更正豫算	縦帳(罫線あり)
				21-9	第一號議案 大正十年度北多摩郡武蔵野村歳入出豫算	縦帳(罫線あり)
22	北浦街路構築要図 高橋用(「武蔵野市役所」の封筒)			22-1	(計算メモ?)	一枚物
				22-2	(図面)	一枚物
				22-3	(図面)	一枚物
				22-4	(原稿用紙)	一枚物
				22-5	(原稿用紙)	一枚物
				22-6	(原稿用紙)	一枚物
				22-7	(原稿用紙)	一枚物
				22-8	(原稿用紙)	一枚物
				22-9	(クリップ止めのメモ類)	一枚物の集合
				22-10	(クリップ止めのメモ類)	一枚物の集合
				22-11	公図写 高橋	封筒
				22-12	申合	印刷物の綴り
				22-13	(図面)	一枚物(印刷)
				22-14	(地番・評価額等のメモ)	一枚物
				22-15	(地番・地目・面積の計算メモ?)	一枚物
				22-16	(計算メモ)	一枚物
				22-17	不動産取得税調査申請書	一枚物(印刷)
				22-18	(合筆前の地番メモ)	一枚物(罫線あり)
				22-19	地図誤謬訂正申告書	一枚物(罫線あり)

注1: 封筒番号は保存されている順に便宜的に筆者が付した。

注2: 封筒に入っていないものや封筒に表書きが無いものは※を付し、その旨記載した。

当する。③の吉祥寺駅開設や成蹊学園への土地提供以外の村政に関わるものとしては、封筒番号17, 21の一部が該当する。これらは主に村の財政に関わる史料である。④の家計など家族に関わるものは、封筒番号13, 14, 19, 22が該当し、21の一部も含まれる。

次章以降では、この分類に従ってそれぞれ特徴的なものを中心に検証をすすめる。なお、封筒番号の順に従って紹介するため、必ずしも時系列にはなっていないことを予め断っておく。

III 吉祥寺駅に関する資料

本章では、本史料群の中でもおよそ半数を占める甲武鉄道吉祥寺駅の開設に関わる史料について、内容を紹介しつつ若干の検証を行う。吉祥寺駅開設に関わる史料をさらに細分すると、駅開設に関連した土地の異動や施設の建設に関するもの、「停車場株」に関するもの、「停車場開場式」に関するものに分けられる。

1. 駅開設地の確保

吉祥寺駅開設に伴う土地の異動に関する史料のなかで、まず注目すべきものは「市史資料 高橋亀三郎家文書 第10号」と表書された封筒番号5である。このなかに含まれている史料は「控地所買渡御願（史料番号5-1、以下番号のみ記す）」と書かれたものである（図2）。記載内容は以下の通りである。

東京府北多摩郡吉祥寺村

字本田南

一 畑反別五畝歩余

全

一 山林反別五畝歩余

計五反五畝歩余

右地所貴寺御所有ニ有之候所今回村民一同便益ノ上之為甲武鉄道線ニ付キ停車場新設致度候ニ付貴寺御所有之地ハ当吉祥寺ノ中央ニ位シ且隣地他町村へ道路ノ便至テ好都合ニ有之候ニ付ハ

甚ダ恐縮之至リニ御座候得共右之事情御推察ノ上右地所村民総代河田太左衛門エ相当ノ価格ヲ以テ御売渡被下度様御手配被成下度村民総代連署ヲ以テ此段奉願上候也

北多摩郡武蔵野村吉祥寺

村民総代 河田太左衛門

全 安藤大助

全 池田八右衛門

全 高橋亀三郎

全 櫻井金八

全 本橋多七

明治参拾貳年三月二日

月窓寺住職世話人総代御中

吉祥寺駅の開設について藤原（1948）は、「吉祥寺駅設置についての促進運動委員には、小美濃治郎吉、本橋多七、河田太左衛門、池田八右衛門、櫻井金八、安藤大助、田邊八百八、高橋亀三郎の八氏が選ばれたが、その中河田、池田、櫻井、高

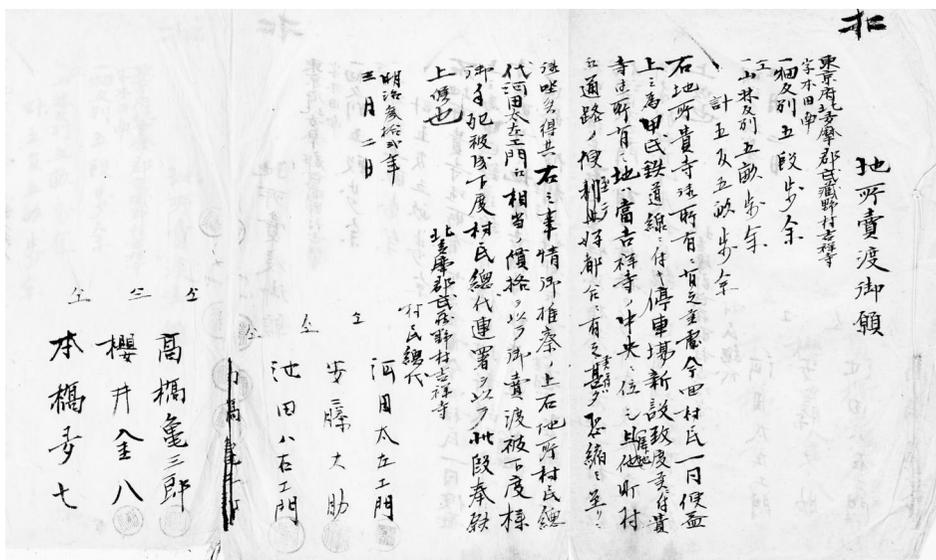


図2 「扣 地所買渡御願」

(史料番号：5-1)

橋の四氏は特別委員として会社当局に交渉し、又他の諸氏と共に村民に停車場設置の必要を力説し、河田太左衛門邸宅を事務所として停車場設置運動の展開を促進した」とし、「停車場建設費千貳百圓也及敷地若干坪を寄附して、設置せられることになった。此の金は村民二〇五名の醸出する所であった」としている（藤原，1948. pp. 606-607）。封筒番号5の本史料は、名を連ねている村民総代に小美濃治郎吉と田辺八百八の名が見られないものの、村民総代6名が月窓寺に対して「吉祥寺の中央に位置すること」「他町村への道路の便が良いこと」を理由に挙げて駅開設用地の「売渡」を願い出ており、吉祥寺駅が現在地に立地することを決定づけた重要な史料であるといえる。本史料が1899（明治32）年3月2日に作成されていることは、吉祥寺駅の開業日が同年12月30日であったことを踏まえると、開業のわずか9か月前に敷地の売渡を願っていたことになる。

また武蔵野市編（2001）は、吉祥寺駅の開設について、藤原（1948）を引用したうえで「この文中に名前が出てくる八人は、すべて吉祥寺の有力者であり、この前後に村長、助役、収入役や村会議員を務めた人たちである。寄付金を出した二百五人の氏名は残っていないが、大部分は吉祥寺の住民であったろう」としている。また同書は、「吉祥寺停車場道（停車場と公園通りの間の道路）と、吉祥寺停車場往還（停車場と五日市街道の間の道路）の敷地は、明治三九年一月に、高橋亀三郎、安藤大助、池田八右衛門、小美濃治郎吉、河田太左衛門、桜井金八、田辺八百八、本橋多七の八人が寄付したことがわかっている」とし、「二つの道路の敷地は彼らが中心となって寄付金を集め、それによって買い入れたようである」としている（武蔵野市編，2001，p. 626）。

この記述に関連する史料として、本史料群には土地の異動に関わる封筒番号10「甲武鉄道吉祥

寺駅 停車場と道路敷地契約書⁷⁾」を見出すことができる。この史料には、1899（明治32）年6月に地域の有志者が土地所有者と取り交わした契約証が9通含まれている。有志者は21名記載され、吉祥寺駅の敷地と駅への接続道路敷地、接続道路沿いの畑地について2種類の契約証を取り交わしていることがわかる。接続道路とは、現在のサンロード商店街の道路と平和通り商店街の道路⁸⁾のことであり、接続道路沿いの畑地は、それぞれの道路に沿って形成された商店街の敷地である。契約証の宛先となっている土地所有者は月窓寺、蓮乗寺、光専寺である。これらの契約証のうち、有志者と月窓寺が接続道路沿いの畑地について交わした契約証（10-1）の内容は以下の通りである。

今回本地大字吉祥寺へ甲武線停車場設置之件許可相成候上ハ該道路接続ノ畑地所兩側共十間通り老反歩ニ付壹ヶ年間金參円宛ノ割ヲ以テ貴寺ヨリ本村有志者ニ於テ向拾五年間借受候契約改ニ依テ為後日契約証差入替事如件

この契約証に有志者として名を連ねている人物は、小美濃銀太郎、小美濃治郎吉、小俣鉄太郎、須田満蔵、本橋多七、石川重右衛門、河田太左衛門、本橋利吉、宮崎桑吉、茂木与八、櫻井金八、藤野重蔵、池田八右衛門、中田金八、安藤大助、秋山録之助、田邊八百八、平沼長次郎、高橋亀三郎、高橋繁三郎、田中久八の21名で、契約証の宛先には、「月窓寺住職世話人御中」と記載されている。この契約内容から、吉祥寺駅への接続道路沿いの畑地は、接道部分から奥行10間の敷地を1反につき1年に3円ずつ支払うことで15年間借り受けることとしている。また吉祥寺駅の敷地と駅へ通じる接続道路の敷地について交わされた契約証（10-2）では、道路敷地を「貴寺ヨリ献納」されることと、有志者から1年につき「參円

「ツツ永久当払有志者ヨリ無相違貴寺へ献金」する契約を結んでいる。この史料から、駅と道路の敷地については献納の契約を、商店街の敷地については15年間の貸借契約をそれぞれ交わしていたことが明らかであるため「8名の有志が寄付金を集めて敷地を買い入れた」とする通説は、より慎重に検討することがあるといえる。

2. “停車場株”と建築

吉祥寺駅や接続道路などの敷地を取得する経緯は上記の史料である程度明らかになると思われるが、駅舎や駅の施設等の建設に関連した史料は封筒番号7・8・9に含まれている。このうち封筒番号8の「停車場株 甲武鉄道吉祥寺停車場貨物取扱所 株式会社仮定款(8-1)」は、吉祥寺の村民有志が吉祥寺駅の開設と運営にむけて株式会社を組織し、それぞれが出資することで駅の設定整備や運営資金を集め、文字通り村民の手によって推進していたことを示している。「停車場株 甲武鉄道吉祥寺停車場貨物取扱所 株式会社仮定款」の冒頭部分に記載された内容は以下のとおりである。

株式会社仮定款

第壹条 當會社ハ株式組織トス

第貳条 當會社ハ法律ヲ準拠シ甲武鉄道吉祥寺停車場貨物取扱ノ収入並ニ停車場新設道路ニ接続ノ地所契約ヲ以テ借受ク該地所ヨリノ雑収入及ビ肥料販売ヨリノ収益ハ毎年二期(六月十二月)ニ出納帳簿ヲ計算シ株主一同へ配當スル事

この仮定款は全19条からなっており、第3条から第6条において肥料の販売方法について定め、第7条と第8条で出資金について定めており、一株の価格を10円とすることや株主の資格

は大字吉祥寺の住民に限ることを定めている。また、株金(出資金)の支払時期を年4期に分けるとのことである。第9条から第13条では、株式会社の役員やその選出方法などについて定めており、社長1名、副社長1名、評議員19名を設置し、任期は1年とするとしている。役員を選出は株主による無記名投票の選挙で実施することである。また、一株以上を出資している者は評議員の互選により常設委員に選出される権利をもつとのことである。また、社長以下の役員報酬や給料は評議員会の協議を経て決定される。第14条から第19条では、株主総会について定めている。通常総会は本史料で時期は明記されていないが年に1回開催され、臨時総会は社長または評議員において必要と認められた場合か、総株主の五分の一以上の株主から請求された場合に召集されるとのことである。なお、株主総会での議決権は「一株ニ付一個」とされている。

この「株式会社仮定款」の作成された年次は1899(明治32)年8月であり、武蔵野村吉祥寺有志総代として、小美濃治郎吉を筆頭とした21名の連署がある。さらに「株式会社仮定款」に続いて、「申込者」の株数と氏名が列挙されており、最初に名前が記載されている人物は2株の小美濃治郎吉である。この「申込者」の列挙は、1部から7部まで続いている。本史料に続けて、封筒番号9の「明治三十二年八月吉日 停車場株分帳(9-1)」では、「株式会社仮定款」の1～7部に相当する組み分けの明細が書かれており、一番組から七番組まで合計175名の人名と出資株数が掲載されている。なお、筆者は旧稿において、資本金10円を出資した1900(明治33)年1月発行の「停車場設置資本金仮領収書」を保管している旧家に聞き取り調査を行ったことを記した(高橋, 2012, p.6)が、この「株式会社仮定款」や「停車場株分帳」に記載された出資者一覧にもこの領

収書を受け取った人物の名前があることを確認した。

このように吉祥寺駅の開設に向けた準備は、株式会社を組織して広く地域住民からの出資を募ることで進めてきたことになるが、その建設の詳細は、封筒番号6に含まれる「建築請負契約証(6-1)」で確認することができる。この史料は、「停車場本屋」「貨物庫」「旅客便所並に物置」をそれぞれ一棟ずつ建築する契約を交わしたもので、日付は1899(明治32)年10月9日、請負人は田中倉治郎、保証人は櫻井福治郎となっている。田中倉治郎はこの建築を650円で請け負っており、契約の段階で内金として50円を受け取っている。

なお請負人の田中倉治郎は、封筒番号9にこの建築費用の一部である200円を同月13日に受け取った領収書が綴じこまれており、ここに記載された住所から武蔵野村西窪の人物であることが判明する。また、領収書の宛先として「建築掛高橋亀三郎殿」とされていることから、高橋亀三郎の役割も判明する。

「建築請負契約証」には続けて、「吉祥寺停車場並ニ附属建物仕様書」が綴られており、建物の詳細な寸法や素材について記載されている。例えば「停車場本屋」については、以下のように記されている。

建坪貳拾七坪五合 停車場住居付老棟

但シ土台下ヨリ軒岨マデ拾三尺全軒出式尺傍出老尺六寸屋根ハ切妻ニシテ棧瓦葺日本化粧内外共腰羽月全真壁上塗白漆喰間仕切同断住居ノ方外廻リササラコ下見内部上塗黄大津ノ事

ここに記載された詳細な建築の仕様から、屋根や壁の仕上げなどが判明することから、内容を詳細に検討し復原することで、建物の規模や色調も

明らかになるものと考えられ、数少ないといわれる吉祥寺駅舎の古写真の分析にも進展が期待できる。

さらに、封筒番号7には「停車場新設諸費支払簿(7-1)」がある。この史料は1899(明治32)年10月から書かれており、1901(明治34)年4月5日まで記載されている。その記載内容の冒頭部分は以下の通りである。

- 一 金壹百円也 櫻井(河田印)
枕木貳百七拾挽
内百梃四十円
百七十挽六十円
深川吉永町長谷川支店
- 一 金貳拾九円六拾六銭 櫻井(河田印)
栗老寸板百拾二枚円ニ五枚七分
松老寸板六重枚円ニ六枚
右全所萬屋重吉払
- 一 金參円〇貳銭 全(河田印)
右引取船賃
飯田町停車場丸三運送店払

本史料の記載内容は、上記のように建設資材やその運送に関わる費用、工事費などを書き上げたものである。さらに、11月12日の記載に「一金四拾老円貳拾五銭 月窓寺糸桑代 同寺ニ渡之」や、11月19日の記載に「一金貳拾円 月窓寺借地料 同寺ニ渡之」といったものも見られることから、植木などの補償金や地代の支払いについても記載していたものと考えられる。本史料もより詳細に分析することにより、吉祥寺駅開設当初の駅舎を復元的に考察することやこの時期の建築資材流通の実情を把握することが期待できる。

ところで、本章冒頭で示した封筒番号5「地所売渡願(5-1)」で6名の村民総代が名を連ねてい

たことを指摘し、続く封筒番号10の「契約証」では、駅開設と周辺整備をめぐって21名もの有志者が3か寺と契約を交わしていたことを指摘した。この封筒番号10の史料に関連して、封筒番号12の史料「停車場付地代徴収簿」は、地代を徴収した記録である。地代徴収簿は「明治35年(12-1)」「明治36年(12-2)」「明治37年(12-3)」「明治38年(12-4)」「明治39年(12-5)」「明治40年(12-6)」「明治42年(12-7)」の7か年分がそれぞれ綴じられている。この徴収簿の記載内容を「明治36年(12-1)」の冒頭を例に示すと以下のとおりである。

明治参拾五年度停車場付地代徴収簿 吉祥寺 第
壱号地

河田太左エ門

- 一 金五円〇四銭 三十五年一月
ヨリ全年六月マデ
- 一 金五円四銭 自七月
至十二月

計金拾円八銭 三十六年四月十三日受領

以下、第二号地から第三十四号地と番外地についてまとめられており、それぞれ支払い者の「氏名」、負担する「金額」、徴収した「期間」、徴収した金額の「計」が記載されている。また、それぞれの史料の最後には、金額の総計と3か寺の借地料の内訳も記載されている。封筒番号10の史料と詳細に分析することで、吉祥寺駅や接続道路、駅前商店街の敷地の地代がどのように徴収されていたのが明らかになると考えられる。

「吉祥寺停車場関係書類」と表書された封筒番号15の史料は、武蔵野市立図書館の封筒ではなく、新たに無地の角2形封筒に封入されていることや、含まれる史料の作成年代にばらつきがあることから、他の封筒に分類しかねる吉祥寺駅関連

の史料がまとめて封入されたものと考えられる。この中に含まれる「土地分筆届(15-5)」では、「明治三十三年三月六日届ケ」と記載され、土地所有者(蓮乗寺、光専寺、月窓寺、鈴木福次郎、茂木春吉、本橋初五郎、河田太左衛門、田村源吉)の土地分筆に伴う新旧地番や地目面積等が計上されている。また、「土地売買ニ附随スル特別契約書(15-6)」では、「明治四拾三年九月 附土地売買契約書第一条及第四条ノ主旨ニ基キ土地上ノ立木並ニ地上物件ニ関シ左ノ契約ヲ締結ス」として、敷地上の杉や松などの立木や地上物件についても土地の所有権移転登記完了時点で補償金を支払う契約を締結していたことがわかる。

吉祥寺駅の敷地の登記や売買に関わる史料は、封筒番号16に含まれている。この封筒も、後に無地の角2形封筒に整理されたもので、1905(明治38)年に吉祥寺駅の敷地を売買した際の売買證書が多数封入されている。例えば「土地売買證書(16-4)」では、売主に蓮乗寺や檀家総代、買主に高橋亀三郎を含む8名が名を連ね、末尾には八王子区裁判所田無出張所の登記済みの印や、登記権利義務者として甲武鉄道株式会社の記名がある。また、地籍の分割にあたって土地所有権を持つ蓮乗寺・光専寺・月窓寺の3か寺の住職と鈴木福次郎から、河田太左衛門と池田八右衛門の2名を代理人とする「委任状(16-7)」も綴じられている。これらの史料に記載された地番や地目等を詳細に検討することで、旧稿で分析した吉祥寺駅周辺における明治以降の地籍変遷の経緯(高橋, 2012, p. 10, 図8)をより詳細に裏付けることが見込まれる。

3. 「停車場開場式」の記録

本史料群には、ここまで見てきたように吉祥寺駅の誘致から敷地の確保、建築に関する詳細を示す史料が多数含まれているが、封筒番号4には「停

車場開場式 雑収入簿 (4-1)「停車場開場式
支出簿 (4-2)」がある。「雑収入簿」では、全 57
項目が計上され、58 名の人名が記載されている。
また合計金額として 74 円 32 銭が計上されている。
この「雑収入簿」には金額と支払者名、支払い者
の居住地名が記載されているのみで、収入の「費
目」は明示されていない。しかしながら、支払い
者の居住地名には、西窪や境、関前、八丁といっ
た武蔵野村内の地名のみならず、隣接する下連雀、
上連雀、井之頭、新川、牟礼といった三鷹村の地
名や、関、石神井、中高井戸、大宮町など隣接す
る地域、荻窪、中野町、淀橋町など甲武鉄道沿線
地域や東村山などの記載もあることから、開場式
の出資者の属性や範囲を分析することが可能とな
る。一方の「支出簿」には、全 42 項目の支払い
が記載されており、合計で 170 円 75 銭 1 厘が計
上されている。支払い内容をみると、酒や蜜柑、

牛肉などの飲食物や料理人への支払い、釘や白天
笠、炭具の購入のほか、筵、葦簀などを預り受け
ていたことも記載されている。まさに開場式のに
ぎわいをいきいきと伝える史料である。

吉祥寺駅開設に関わる数々の史料を含む本史料
群が「再発見」されたことによって、吉祥寺駅は
名実ともに地域住民の尽力によって設置され、開
業したことが改めて浮き彫りとなった。

IV 成蹊学園に關係する史料

1. 「大学建設用地」としての土地売却

本史料群の中において、数こそ多くはないが、
成蹊学園が吉祥寺に立地する経緯の一断面を示す
史料が含まれていることも、本史料群の地域資料
としての重要性を物語っている。

成蹊学園とのかかわりを示す史料のなかでも、

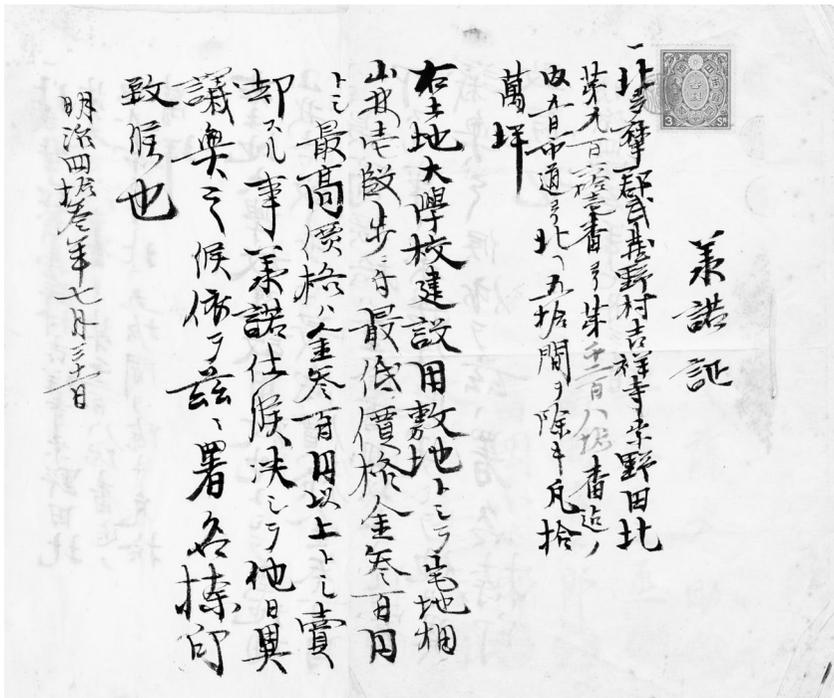


図3 「承諾証」(部分)

(史料番号: 1-1)

最も古い年次が記載されているものは、封筒番号1である。封筒番号1には、土地売買に関わる5点の史料が含まれている。そのうち「承諾証(1-1)」では、大学建設のために敷地を売却する際の最低価格を明示し、その売却対象となる土地の範囲を示している(図3)。記載内容は以下の通りである。

承諾証

一 野田北第九百六拾壱番ヨリ第千二百八拾番
 込ノ内五日市街道ヨリ北へ五拾間ヲ除キ凡拾
 萬坪

右土地大学校建設用敷地トシテ宅地畑山林畷段
 歩ニ付最低価格金参百円トシ最高価格ハ金参百
 円以上トシ売却スル事承諾仕候決シテ他日異議
 無之候依テ茲ニ署名捺印致候也

明治四拾参年七月三十一日

この史料から、大学敷地として売却する土地範囲を明示したうえで、最低価格を設定していたことが判明する。また本史料では、「大学校建設用敷地」とされているのみで、具体的な大学名の記載はない。なお、この承諾証に署名捺印している人物は、安藤大助、安藤三之丞、富岡喜太郎、富岡小太郎、大石与吉、春山金太郎、田中丈吉、山崎半治郎、田中甚五郎、荒井長吉、矢嶋金蔵、中田三五郎、久保田由太郎、松本長二郎、森田仙太郎、松本重蔵、田中喜三郎、高橋春吉、高橋與七、高橋亀三郎、三木八右衛門、田中新五郎、田中久八、田中幸太郎、田中金蔵、以上26名である。

この「承諾証」に続いて封筒番号1には、1910(明治43)年10月4日に6,412円30銭を受領したことを示す「領収証(1-2)」がある。この領収証の署名には「武蔵野村吉祥寺三十四名地主 総代人高橋亀三郎 全 河田太左衛門」とあり、受領金の但し書きとして「特殊土地増加代金建物薪材農作物取払ノ補償金」とあることから、「承諾証(1-

1)」以降、売却する土地の範囲が増え、さらに農作物や地上物件の補償料も含んだ金額が支払われたものと考えられる。また、この「領収証」の宛先は「東京市本所区菊川町壱丁目25番地 豊里合資会社 無限責任社員 阿波松之助殿」となっている。阿波松之助について、武蔵野市編(1994)では「府立巢鴨病院移転誘致」の頁にその名が記載されている(武蔵野市編, 1994, pp.388-389)。府立巢鴨病院とは、今日の東京都立松沢病院の前身であり、1897(明治12)年7月に東京府^{てんきょういん}癲狂院として上野公園内に開設されたものである(東京都立松沢病院HP)。府立巢鴨病院は1919(大正8)年に現在地の世田谷区上北沢に移転しているが、1917(大正6)年1月に、豊里合資会社はこの「大学校建設用敷地」として取得済みであった敷地を巢鴨病院の移転先候補地として武蔵野村村長であった高橋亀三郎に願ひ出ている。高橋亀三郎は、これを受けて下水の排水路工事にかかる費用は村が負担することを条件に、巢鴨病院の移転候補地として東京府知事宛に出願している。巢鴨病院の吉祥寺移転は、結果的には実現しなかったが、当初大学の建設用敷地として地主らが連名で売却した敷地に、現在の成蹊学園が移転する以前の動向が浮かび上がる史料として本史料群の「承諾証」と「領収証」は重要である。

2. 阿波松之助と豊里合資会社

阿波松之助や豊里合資会社については、管見の限り得られる情報は非常に少ない。わずかに小泉(2013)などによって、阿波松之助が大阪市大仁村(現在の大阪市北区)を拠点とする実業家で、1890(明治23)年に兵庫県赤穂郡で設立されたキリスト教系の福祉団体「博愛社」が1897(明治27)年に大阪に移転する際、自宅を活動場所として提供した協力者であったことが指摘されている(小泉, 2013. 室田, 2011. 社会福祉法人博愛社HP)。また

阿波松之助は、明治神宮の成立にあたって、明治神宮の土地が井伊家下屋敷であったことを理由に神宮の敷地として不適切であると東京市宛に意見書を提出している（小泉，2013，p.2）⁹⁾。この意見書が提出された1914（大正3）年での住所は豊多摩郡代々幡町代々木241となっており、武蔵野市編（1994）に記際のある阿波松之助の住所と一致する。なおこの意見書は、事前に女子教育家として知られる巖本善治によって東京市長阪谷芳郎宛に「問題尋常ナラズ」として送付されていた（小泉，2013，p.9）¹⁰⁾。巖本善治も阿波松之助が自宅を提供した創設期の博愛社と関わりを持つ人物であり、博愛社の中心的な創立メンバーである小橋勝之助に頻りに書簡を送っていたことが報告されている（大月，2014）。さらに阿波松之助と巖本善治は、津田梅子が創立した女子英学塾（現在の津田塾大学）の草創期にも関わっていた。両名は、女子英学塾が1907（明治37）年に社団法人設立の許可願を申請した際、新渡戸稲造らとともに社員として名を連ねている（長本，2021）¹¹⁾。阿波松之助と巖本善治を津田梅子と結びつけた背景には、阿波と巖本が津田梅子の父で学農社農学校を設立して西洋農法の普及に努めた津田仙（国立国会図書館HP）の学恩を受けていたという共通点がある（木下，1985）。なお津田仙は、1881（明治14）年に日本で最初の全国規模の農会として設立された大日本農会の特別会員であり、常置議員として役員にも名を連ねている。また、阿波松之助も普通会員として大日本農会に参加している（友田，2006）。

次に阿波松之助と武蔵野村や近隣地域との関わりについて補足的に検討する。先述の通り阿波松之助と武蔵野村との関わりは、武蔵野市編（1994）に記載されている通り、府立巢鴨病院の移転候補地として村長の高橋亀三郎と書面を交わしていたことが知られているが、1920（大正9）年には、武蔵野村役場建設の積立金として資金を寄附してい

た。寄付を行った日時は大正9年3月31日で、寄付金額は1,000円であった¹²⁾。これに先立ち、阿波松之助は代々幡町においても大正8年から9年にかけて、町立山谷尋常小学校と同校の上原分教場建築費として、京王電気軌道株式会社などの会社や個人を含む43名と共に8,775円の寄付を行っている。ここでの松之助の寄付金額は100円であった¹³⁾。この時期に松之助が居住していた代々幡町への寄付金額と比較しても武蔵野村への寄付金額が多額であることは、今後より慎重に検討する必要があるだろう。

また阿波松之助が経営していた豊里合資会社については、同社が1921（大正10）年3月1日に文部大臣に対して提出した「財団法人照国会設立願」からある程度情報が得られる¹⁴⁾。「設立願」によると財団法人照国会は、「堅実ナル思想ヲ涵養シ社会教育ノ発達ヲ図ル為メ皇祖皇宗歴代天皇ヲ奉祀シ其勅諭ヲ奉戴シ之カ躬行実践ノ奨励スルヲ以テ目的トス」として設立し、豊多摩郡大久保町大字百人町の豊里合資会社所有地の提供を受けてその敷地とすることとされている。また、同法人は阿波松之助のほか、八千代生命保険株式会社専務取締役の小原達明（名古屋大学大学院法学研究科HP）と後備陸軍主計総監で帝国在郷軍人会理事長の辻村楠造（名古屋大学大学院法学研究科HP）の3名を理事とするとしていたが、これに対して文部省学事局長は、東京府知事に宛に「小原達明及辻村楠造ハ何等寄付行為ヲ為サズ従ツテ本法人ノ設立者タルコトヲ得ズ」と返答している。また豊里合資会社が土地等を寄付することについては「豊田合資会社ノ目的ニ抵触スルコトナキヤ」と回答し、豊里合資会社の定款を提出するように指示を出している¹⁵⁾。この時に提出された豊里合資会社の定款をみると、同社の目的は「拓地、殖林、土地ノ改良、売買、及ヒ其付帯事業ヲ経営スル事」とされており、無限責任社員が阿波松之助、有限責任社員が阿波

ひやくと阿波慶の2名で、それぞれが1万円ずつ出資すると記載されている¹⁶⁾。

ここまで阿波松之助の人物や事績、豊里合資会社の活動について、断片的ながら史料から得られる情報をみてきた。これらのことから、阿波松之助は社会福祉や教育などの分野において慈善事業に注力してきた人物であり、豊里合資会社は社会事業への活用を目指して敷地を確保する目的を持つ組織であったと考えられる。

3. 土地売買と公課金の負担

つづいて封筒番号2には、高橋亀三郎をはじめとする地主34名¹⁷⁾と土地の買主である阿波松之助との「土地売買契約書(2-1)」「領収証(2-2)」がある。「土地売買契約書(2-1)」の第1条では、「甲(地主34名筆者注)ハ其所有ニ係ル別冊土地目録ノ通り公称反別総計10万333坪ノ土地ヲ老反歩ニ付代金300円宛ノ割合ヲ以テ乙(阿波松之助、筆者注)ニ売渡シ甲ハ乙ヨリ其手付金トシテ金2,000円ヲ正ニ受領シタル事」としている。さらに、第4条では立木等の地上物件補償について、第5条では所有権移転の登録は遅くとも9月30日までに完了することなどを定めている。また第8条において「売主タル甲全体ハ一致共同シテ本契約ヲ為スニ付キ各自ノ都合ヲ以テ之ヲ解約セザルハ勿論各一致ノ行動ヲ為シ苟モ自己ノ勝手ヲ主張シ進退ヲ異ニスルガ如キ行為アラザル事」としている。

「領収証(2-2)」は、土地売買契約書の第6条に基いて、阿波松之助から1910(明治43)年9月8日に手付金と同年9月29日に内金をそれぞれ受領したことを示している。なお、この領収証では、32名の地主それぞれの土地面積とそれに対応する地代が個別に明記されている。

このほか封筒番号2には、以下の史料が含まれている。まず「貸地料入札心得(2-3)」は、地所の貸借は吉祥寺住民に限ることや、貸借起源は5

年を限度とすることのほか、貸借料の金額や納期限について書かれている。しかしながら、これら地所の位置についての記載がないほか、鉛筆による後の加筆が多数みられることから、現段階で断定的な解釈は難しい。続く2-4の史料は、「明治39年9月元甲武鉄道複線工事買上標準」「協議事項」「証明書」の3つを一つに綴ったものである。「明治39年9月元甲武鉄道複線工事買上標準」は、「畑山林老坪に付金壹円五拾銭」「宅地老坪に付金参円也」など、甲武鉄道の複線化に関わる土地の地目に応じた地代が列挙されている。「協議事項」では、「大学校敷地売却ニ付関係地主中ヨリ委員5名ヲ選定スル」ことや、「土地価格并ニ地上物件見積価格其他必要事項等ハ委員会ニテ協議シ然ル上関係地主ノ同意ヲ求ムル也」としている。ここには、相談役として河田太左衛門と高橋亀三郎、委員として田中久八、高橋興七、安藤三之丞、安藤大助、窪田由太郎の4名の名がある。「証明書」は、「明治39年9月元甲武鉄道複線工事買上標準」に記載された買上価格を証明する内容となっている。証明書の日付は1910(明治43)年8月8日で、署名者は「武蔵野村助役高橋亀三郎」となっている。

「地上物件存在補償調(2-5)」は、所有者別に作物や樹木等の数・種類を詳細に書上げており、全30項目29人に対して、6,910円390銭が計上されている。ただ、本史料も後日の加筆や修正が多いため内容については慎重に検討する必要がある。

続いて成蹊学園敷地に関する史料として、封筒番号3に「大正五年度公課金徴収簿」がある。これは豊里合資会社が作成した史料で、田中丈吉ほか全29名に対して、土地面積と、その土地に課される公課金の金額、受領の日付と受領額がそれぞれ記載されている。この史料と合わせて検討すべきと考えられる史料は、封筒番号20の「明治四十四年起 豊里合資会社諸税現金受払簿 納税管理人高橋亀三郎」である。この史料は、1911(明

治44)年5月17日から1916(大正5)年7月27日の間に、納税管理人である高橋亀三郎が豊里合資会社阿波松之助から税金を預かり、納税を行なった記録である。記載されている項目は、金銭を預り納税を行った日付のほか、その内容と受け払い金額である。豊里合資会社は先述の通り、1910(明治43)年に後の成蹊学園敷地となる土地を取得しているため、この封筒番号20の「豊里合資会社諸税現金受払簿」の通り、納税が行われたものであるが、封筒番号3の「大正五年度公課金徴収簿」から、豊里合資会社が公課金を地域の人びとから徴収していたことが明らかである。このことをふまえると、豊里合資会社がこの広大な敷地を取得後も、地域の人びとはこれらの土地を借地として利用し続け、その借地面積に応じた税額分を豊里合資会社に預けていたことが想定される。また、封筒番号2の「貸地料入札心得(2-3)」は、先述の通り具体的な場所が明記されていないものであるが、豊里合資会社の敷地取得後もこのような土地の貸借関係があったとするならば、この「貸地料入札心得」もこれに関わる史料であると考えられる。

成蹊学園の吉祥寺移転は、『成蹊学園六十年史』において、「岩崎理事長は、かねてこの吉祥寺北裏に1万余坪の農園を有し、ここを清風荘と称し、休日の静養に用いていたが、学園敷地は、この岩崎農園に隣接する8万余坪の広大な土地で、その選定は理事長自身によるものであった。学園は、岩崎理事長の個人的寄附によってこの土地を学園用地として購入し、大正11年から鉄筋コンクリート造りの近代的校舎の建造にかかった」と記している(中村編, 1973, p.393)。今回の史料群に、断片的とはいえ成蹊学園進出前夜ともいえる段階の史料類が複数含まれていることが判明したことから、これほどの広大な敷地が成蹊学園の敷地となる経緯については、阿波松之助の活動も視野に、今後より慎重な検討を要することになる。

V 家計など家族に関わる史料

本史料群の多くは吉祥寺駅開設に関わるものや、後に成蹊学園が進出した土地の取引に関わるものであるが、そのほか、高橋亀三郎家の生活に関わる史料や武蔵野村の村政に関わる史料が含まれている。

1. 生活に関わる史料

封筒番号13と14には高橋亀三郎家の家計の記録である「家内萬入用覚簿(13-1)」と「家内萬入用覚帳(14-1)」がそれぞれ封入されている。前者は1887(明治20)年2月1日から翌年1月31日まで、後者は1892(明治25)年2月1日から翌1月30日までの支出が一日ごとに記載されており、冒頭に「目出度始メ」と書き始められている。また、どちらも封筒の表書には「高橋繁右衛門(亀三郎の父)家計簿」と記されている。記載されている支出の項目は、「蜜柑」や「干物」といった食品、「反物」など衣料品、「膳」や「椀」といった生活用品など様々なものがある。月ごとや費目ごとに分析することにより、季節に応じた支出の傾向など生活の断面を明らかにしうるものと考えられる。

封筒番号14には「萬覚書(14-2)」や「寶来簿(14-3)」を表書された史料も封入されている。「萬覚書」は表紙に「明治25年8月吉日」を書かれているが、明治25年3月の項目から書き始められている。冒頭には「家内萬入用覚簿」と同様に「目出度始メ」と記されている。記載内容は、金額と人名、受取日が中心であり、それぞれの項目に大きく×印や○印が重ねて書き込まれていることから、金銭貸借の記録であると考えられる。なお本史料には、「証」と書かれ、支払額と残金や差引金額を明示した紙片が綴じこまれている。「寶来簿」は1894(明治27)年2月の記録であり、「目出度始メ」で書き始められている内容項目は「萬覚書」と同様である。

また、やはり「萬覚書」と同様に、「証」と記された紙片や元金や利子などをメモした紙片が綴じこまれている。この封筒番号13と14は、高橋亀三郎家の家計についてのみならず、金銭の貸借を通じた地域の連携や扶助といった関係も検討可能なものとして、今後を進めるべきものと考えられる。

なお、封筒番号13の表書には「民俗編年中行事祭祀関係」と記されているが、『武蔵野市史』の民俗編（武蔵野市史編纂委員会編、1970、pp.1129～1168）に本史料群が活用されたかは不明である。

封筒番号19に含まれている「普請萬入用覚帳(19-1)」は、本史料群のなかで最も劣化が進み、変色や破れが目立つものである。封入されている封筒は「東京都武蔵野市」と印刷されているが、他の市史資料として分類されたものが武蔵野市立図書館郷土資料室の封筒に入れられているものとは異なっている。この史料は、表書に「明治20年12月吉日 但土蔵」と記載されていることから、高橋家の土蔵普請の際に作成された金銭の出納記録であると考えられる。史料の冒頭には「土蔵普請目出度始め」と書き出されている。劣化が進んでいる史料ではあるが、「シゴトシ三人」や「大工手当」、「栗一枚板五枚」、「縄」、「三日搗シボウ」など、職人への手当てや資材の購入時期が明記されていることから、詳細な分析を行うことで土蔵の建築過程や資材の確保などの実情が明らかになるものと考えられる。

2. 行政に関わる史料

この他、本史料群には、武蔵野村の行政に関わる史料が含まれている。封筒番号17は無地の封筒に「第五支部長殿」と鉛筆で記され、さらに後に「亀三郎古文書 大正八、九年武蔵野村村長時代」と赤ボールペンで表書されている。この封筒には、学校教員の「俸給表(17-1)」や「大正十年度武蔵野村学校費歳出予算(17-3)」といった学校関係の記

録が含まれている。「俸給表(17-1)」には「北多摩郡武蔵野村武蔵野高等小学校」の名が印刷された原稿用紙に、教員の氏名、俸給、手当、合計、改正俸給、増額、等級、資格の各項目が記載されている。教員には本多常雄や橋本俊夫を含む15名の氏名が記載されている。教員の等級は「本正・尋正・専正・尋准・代用¹⁸⁾」であり、それぞれの俸給をみると、15名中12名が増額、3名が増減なしとなっている。「大正十年度武蔵野村学校費歳出予算(17-3)」との関連は明確ではないが、この予算の一覧においても当該年度の予算額は前年度に比べて1,884円余の増額となっている。

さらに、封筒番号21は本史料群の中でも封筒に収められていない史料を一括したものであるが、この中に含まれる「大正九年度北多摩郡武蔵野村歳入出更正予算(21-8)」でも小学校費のうち「正教員給料」「准教員給料」「特別手当」が追加され、予算が増額されている。なお、封筒番号21として一括した中には、他にも武蔵野村の予算に関する史料(21-3, 21-4, 21-7, 21-9)が含まれている。これらは村議会資料として作成されたものと考えられる。

また封筒番号21には、1906(明治39)年11月30日に当時武蔵野村助役を務めていたS氏が志願兵として軍事修練に出ることに対して、武蔵野村村長の秋本喜七が送った「祝辞(21-6)」がある。祝辞の中に「志願兵ノ制設ケアリト雖モ志願者ハ寥寥トシテ」といった表現や「本村ヨリハ君ヲ以テ実ニ嚆矢トスル所」「教育資産アル者ノ好模範タリ之レ独り君ノ名譽タルノミナラズ亦以テ本村ノ榮譽トスル所ナリ」といった表現が見られることから、この時期の情勢を垣間見ることができる。

本史料群のなかでも異色の史料といえるものは封筒番号22に含むものである。「北浦街路構築要図(高橋用)」と表書されたこの封筒に含まれるものは、他の史料と大きく異なり、1962(昭和37)

年に都市計画に基づいて近隣に道路を新設する際の関連資料である。この道路は武蔵野市の市道 248 号に該当するもので、本史料には市道 97 号（扶桑通り）から市道 149 号（青葉小路）の間に道路を新設することになった際に作成された図面や各種のメモ書きが残されている。この道路建設は道路予定地に隣接する高橋家にとって重大事であり、生活関連史料として本史料群に含まれるべきものといえよう。

VI むすびにかえて

本稿は、2021 年に「再発見」された高橋亀三郎家旧蔵史料について、「再発見」の経緯を明らかにしたうえで、この史料から明治大正期の地域社会の動向を概観することを目的とした。本史料群は、高橋亀三郎が地域に果たした役割を改めて浮き彫りにすると同時に、主に明治から大正にかけての地域の状況や、刻々と変化する社会状況に対応する地域社会の対応を鮮明に今日に伝える一級の地域資料であるといえる。また成蹊学園の吉祥寺進出のように、これまで地域資料が乏しいためにその詳細が明らかになっていなかった部分にも、本史料群は光を当てることを可能とした。本史料群の解読は、いまだ緒に就いた段階である。本史料群の「再発見」の経緯でも触れたことだが、本史料群は一度「発見」された際に武蔵野市が整理に取り掛かったものの、高橋家に返還された経緯を持つものである。「発見」当時の様子を報じる新聞記事の内容を鑑みると、現存する高橋亀三郎家文書は数を減じてしまったことは事実のようである。しかしながら本史料群は、断片的ではあるものの本稿で示したように、地域の歴史とその歴史の中で奔走した根生いの人びとの暮らしを克明に記録した重要な地域資料である。今後将来にわたって本史料群が適切に保存され、末永く活用されることを願って本

稿の結語としたい。

本稿作成にあたり、本史料群の「再発見」のきっかけを下さった現所蔵者 N 氏には史料閲覧のご高配を賜ったばかりでなく、様々なご教示を賜った。また、武蔵野市立ふるさと歴史館の米崎清実氏には、関連する情報の共有などを賜った。末筆ながら記して厚く謝意を申し上げる。

補 遺

本稿の脱稿後、本史料群の画像と思われるものが SNS 上に掲載されているものを目にした。掲載した人物やその意図、掲載に至った経緯、あるいはその判断について、筆者には全く不明である。本史料群は「発見」から「再発見」へと特異な経緯を経て今日に至っていることは既に述べてきた。このことをふまえ、本稿の作成にあたって、筆者は現所蔵者 N 氏の史料保存や公開方法などに対する意向を酌みつつ慎重に作業を進めてきた。それだけに、このような形で本史料群が「公開」されていることは大変に残念なことで断じざるを得ない。また、この SNS ではあたかも筆者にインタビューをしたかのような記載もある、筆者はこの SNS を作成した人物と面識はなく、ましてインタビューを受けた事実もない。本稿で述べてきたように、本史料群は武蔵野市の近代化を考えるうえで非常に重要な価値をもつ地域資料である。史料の「発見」後、一度は所蔵者に返還されたものではあるが、本史料群が将来にわたり適切に保存・活用され、市民に広く還元されることを望むばかりである。

注

- 1) 本稿では、渡部編（1930）の「名士と其の家系」に紹介されている高橋亀三郎のみを実名とし、以降は個人名を伏せた。なお「高」「高」の表記は、出典の表記に準拠した。
- 2) いずれも 1968（昭和 43）年 5 月 29 日発行の毎日新聞、朝日新聞、読売新聞、東京新聞に掲載された。
- 3) ほかに『史料目録編』や『武蔵野市史別編』も刊行された。近現代に係る部分では、1994（平成 6）年から 2011（平成 23）年にかけて『武蔵野市百年史』が資料編、記述編、年表編、続編と刊行された。
- 4) 前掲 2) の各新聞記事。
- 5) N 氏のご教示による。
- 6) N 氏のご教示による。
- 7) 封筒の表書は「契約書」であるが、史料では「契約

- 証」となっている。
- 8) 武蔵野市編 (2001) では前者を「吉祥寺停車場往還」、後者を「吉祥寺停車場道」と記載 (p626) している。後者は後に「府道 180 号線」となる (高橋, 2017)。
- 9) 『明治神宮経営地論』「自大正元年至同三年 雑書 明治神宮ニ関スル書類 第一種 全一冊」所収 (東京都公文書館所蔵 史料番号: 327. D3. 6)。
- 10) 巖本善治が東京市長宛に送付した書簡も東京都公文書館に保存されている (東京都公文書館所蔵 史料番号: 327. D3. 6)。
- 11) なお、巖本善治と津田梅子が一緒に写った卒業式の写真が津田塾大学デジタルアーカイブで公開されている (PH042_001, <https://i-imageworks.jp/iw/tsudauniversity/SimpleMode/User/Main.do>)。2023 年 8 月 30 日最終閲覧。
- 12) 『寄附取調表甲号』「東京市公文 大正九 拾年 褒賞 学児表彰褒状 東京府 冊ノ三」所収 (東京都公文書館所蔵 史料番号: 304. G1. 3)。
- 13) 『寄附取調表』「東京市公文 大正九 拾年 褒賞 学児表彰褒状 東京府 冊ノ三」所収 (東京都公文書館所蔵 史料番号: 304. G1. 3)。
- 14) 『財団法人照国会設立願』「東京市公文 大正十年 教育法人 冊ノ四八」所収 (東京都公文書館所蔵 史料番号: 304. E8. 2)。
- 15) 史料中では「豊田合資会社」と記載されているが、「豊里合資会社」の誤りと考えられる。
- 16) 『豊里合資会社定款』「東京市公文 大正十年 教育法人 冊ノ四八」所収 (東京都公文書館所蔵 史料番号: 304. E8. 2)。
- 17) 当初 32 名と記載されているところ、34 名に修正されている。
- 18) それぞれ本科正教員, 尋常科正教員, 専科正教員, 尋常科准教員, 代用教員の略記。

文 献

- 大月英雄 (2014): 設立期の博愛社を支えた人びと—「交友手牋」に見る村尾よしの人物像—, 博愛社史研究会編『大阪「博愛社」の研究—125 年の歴史的検証 (1) —』, 科学研究費補助金 (基盤研究 (C)) 研究成果報告書: pp. 1-10.
- 木下比呂美 (1985): 巖本善治と女子教育思想—近代的家庭の創造と夫人の人間の発達—. 『教育学研究』52(2): pp. 1-10.
- 小泉雅弘 (2013): 『伝説』と『史実』のあいだ. 『駒沢史学』81: pp. 1-18.
- 国立国会図書館「近代日本人の肖像」(<https://www.ndl.go.jp/portrait/datas/6004/>), 2023 年 8 月 30 日最終閲覧.
- 社会福祉法人博愛社「沿革」(<https://www.hakuaisha-welfare.net/information/>), 2023 年 8 月 30 日最終閲覧.
- 高橋珠州彦 (2001): 『近代における大都市近郊地域の都市化過程』筑波大学大学院歴史・人類学研究科修士論文.
- 高橋珠州彦 (2012): 大都市近郊地域の市街化と根生いの人々の転業過程—明治後期から高度経済成長期までの武蔵野市吉祥寺地区を事例として—. 『都市地理学』7: pp. 1-15.
- 高橋珠州彦 (2017): 昭和初期東京吉祥寺における道路拡幅事業と駅前商店街の変化—一家屋所有者の役割に着目して—. 『文教大学生生活科学研究』39: pp. 41-51.
- 東京都立松沢病院「病院の沿革」(<https://www.tnhp.jp/matsuzawa/about/enkaku.html>), 2023 年 8 月 30 日最終閲覧.
- 友田清彦 (2006): 明治初期の農業結社と大日本農会の創設 (2) —東洋農会と東京談農会—. 『農村研究』103: pp. 25-44.
- 中村 浩編 (1973): 『成蹊学園六十年史』成蹊学園.
- 長本裕子 (2021): 明治後期に興った女子の専門学校 (31) 女子英学塾—専門学校への昇格—. 『月刊ニューズレター—現代の大学問題を視野に入れた教育史研究を求めて』76: pp. 18-22.
- 名古屋大学大学院法学研究科『『人事興信録』データベース』(<https://jahis.law.nagoya-u.ac.jp/who/docs/>), 2023 年 8 月 30 日最終閲覧.
- 藤原音松 (1948): 『武蔵野史』武蔵野市役所.
- 武蔵野市編 (1994): 『武蔵野市百年史資料編 I 上』武蔵野市.
- 武蔵野市編 (2001): 『武蔵野市百年史記述編 I』武蔵野市.
- 武蔵野市史編纂委員会編 (1965): 『武蔵野市史資料編』武蔵野市役所.
- 武蔵野市史編纂委員会編 (1970): 『武蔵野市史』武蔵野市役所.
- 室田保夫 (2011): 博愛社の機関紙『博愛月報』—近代日本の社会事業雑誌—. 『Human Welfare』3(1): pp. 5-21.
- 渡部隆治編 (1930): 『武蔵野町史』太陽新報社.

**Interpretation of Kichijoji,during the Meiji and Taisho Periods,
from Documents Owned by the Kamesaburo TAKAHASHI Family**

Suzuhiko TAKAHASHI *

keywords: Kichijoji Station, Seikei Gakuen, Matsunosuke ABE, Toyosato joint stock company, local residents

* Faculty of Education, Meisei University

